



新型コロナウイルス関連の会計税務

新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見えず日本経済が深刻な打撃を受けている中で、新型コロナウイルス感染症の拡大後、初めての決算を迎える法人も多くいらっしゃるかと思います。今回は、新型コロナウイルスに関連するトピックについて税務上の取り扱いをいくつかご紹介いたします。

1 テレワーク（在宅勤務等）に係る費用負担等

テレワークの実施により、従業員が負担することとなる自宅のインターネット通信料や電気代などを補助するために「在宅手当」などの名目で手当を支給する企業もあるようですが、実費精算ではない手当の支給は、原則として給与課税の対象となります。

一方で、従業員が負担した業務使用部分の費用について、実費相当額を会社が精算している場合は、給与課税の対象となりません。

従業員が負担する費用をどのように補助するか、工夫することで課税関係が変わる可能性があるため、テレワーク導入の際には検討頂くとよいかもかもしれません。

給与課税の対象外となる費用負担の例としては以下のような内容があります。

（※）国税庁が1月15日に「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ（源泉所得税関係）」を公表していますので、詳細はそちらをご参照ください。

- (1) 従業員による業務のために使用する事務用品等（従業員貸与用）の購入代
(2) 電気料金（基本料金や電気使用料）のうち、次の算式で算定した業務使用部分の金額

$$\begin{array}{l} \text{業務のために使用し} \\ \text{た基本料金や電気使} \\ \text{用料} \end{array} = \begin{array}{l} \text{従業員が負担した} \\ \text{1か月の基本料金} \\ \text{や電気使用料} \end{array} \times \frac{\text{業務のために使用} \\ \text{した部屋の床面積}}{\text{該当月の日数}} \times \frac{\text{その従業員の1か} \\ \text{月の在宅勤務日数}}{\text{該当月の日数}} \times \frac{1}{2}$$

- (3) インターネット通信料（基本使用料やデータ通信料等）および電話料金（基本使用料）のうち、次の算式で算定した業務使用部分の金額

$$\begin{array}{l} \text{業務のために使用し} \\ \text{た基本料金や電気使} \\ \text{用料} \end{array} = \begin{array}{l} \text{従業員が負担した} \\ \text{1か月の基本料金} \\ \text{や電気使用料} \end{array} \times \frac{\text{その従業員の1か月の在宅勤務日数}}{\text{該当月の日数}} \times \frac{1}{2}$$

※電話料金のうち通話料については、通話明細書などにより確認できる、業務のための通話料金（ただし、頻繁に通話を行う業務に従事する従業員については上記算式の使用も認められる）

- (4) 勤務時間内に自宅近くのレンタルオフィス等を利用して勤務を行った場合で、次の2点を満たすもの
- ・従業員が在宅勤務に通常必要な費用としてレンタルオフィス代等を立替払い
 - ・業務のために使用したものとして領収書等を企業に提出し、代金が精算されている

2 給付金等の収益計上時期

新型コロナウイルスに関連した給付金等の支給を受けた法人は多くいらっしゃるかと思います。給付金等の種類によって、収益計上の時期が異なる場合があるため、会計・税務の観点からは注意が必要です。以下では代表例として持続化給付金、家賃支援給付金、雇用調整助成金の収益計上時期をまとめました。

- (1) 持続化給付金、家賃支援給付金

給付通知書等に記載されている給付決定日の属する事業年度に収益計上する。

- (2) 雇用調整助成金

休業の実施前の「休業等計画届」提出を必要とする通常の手続きを経て支給を受けた場合は、休業を実施した事業年度に収益計上します。なお、休業実施事業年度中に助成金の支給額が確定していなくても、支給額を見積もり収益計上する必要がある点に注意が必要です。

一方で「休業等計画届」の提出が不要とされた、コロナ禍の特例措置の手続きを経て支給を受けた場合は、支給の決定を受けた事業年度に収益計上すればよいと考えられます。

3 Go To トラベル

11月6日以降はビジネス出張でのGo To トラベル利用が制限されましたが、それ以前に会社の出張のためGo To トラベル対象の旅行商品を購入していた場合について、2つの立替経費精算パターンの仕訳例を用いてご説明します。

例) 11,000円（税込）でGo To トラベル対象の旅行商品を購入した。旅行代金の35%相当である3,850円が国から補助され、出張者は残りの7,150円を旅行業者に支払っている。

(a) 出張者と11,000円を精算する場合

旅費交通費	10,000	現金	11,000
仮払消費税	1,000		

(b) 出張者と7,150円を精算する場合

旅費交通費	10,000	現金	7,150
仮払消費税	1,000	雑収入	3,850

上記(a)の場合、補助金相当額が出張者の懐に入るものの、その金額が通常必要であると認められる出張旅費の範囲内（社内で設けている出張旅費規程に記載されている金額に照らして検討する必要あり）であれば、給与課税の対象とならないものと考えられます。

なお、上記(b)の場合は補助金相当額を雑収入（消費税は不課税）として計上します。

末筆ながら、医療機関や行政機関の方々をはじめとする感染拡大防止にご尽力頂いている皆様に深く感謝申し上げます。また、一日も早い新型コロナウイルス感染症の収束と、皆様のご健勝をお祈り申し上げます。